

9月7日(火) 令和3年度9月補正予算

記者会見 発表内容

令和3年度9月補正予算(案)の概要について、ご説明させていただきます。

お手元の、縦書きの資料令和3年度9月補正予算(案)の概要をご覧ください。まずは、1ページ目の、「一般会計9月補正予算の概要」であります。

今回の補正予算は、緊急支援策「第13弾」としまして、新型コロナウイルス感染症が急拡大する中で、引き続き、事業者等への支援策を盛り込みました。

さらに、本市の将来のまちづくりを見据えた中で、「公立保育所再編事業」や「防災対策事業」をはじめ、緊急かつ必要性の高い事業に厳選し、計上することとしました。

次に、予算規模についてであります。令和3年度一般会計補正予算(第4号)の規模は、「14億7,417万7千円」であり、補正後の予算総額は、「311億9,272万4千円」、対前年度比では、「5.9%の減」となっております。

続きまして、7ページをご覧ください。

7ページが、新型コロナウイルス感染症対策緊急支援策「第13弾」に係る主な事業となっております。次に8ページから11ページをご覧ください。本市の将来のまちづくりを見据えた、主要施策の概要であります。なお、特別会計 に関する補正につきましては12ページに、企業会計 に関する補正につきましては、13ページから14ページにかけて記載しております。

次に、緊急支援策「第13弾」の主な事業について、ここからは「横書きカラーの資料」を用いてご説明します。

今回の緊急支援策「第13弾」については、9月補正予算にて計上した事業のほか、とくしまアラート「特定警戒」の発動に迅速に対応するため、

繰越予算や予備費を充用して実施する事業も含まれており、資料中に表記をしております。

それでは、資料2ページをお開きください。

まずは、「地域活動感染防止対策事業」であります。

地域で活動いただく皆様の安全・安心を確保するため、自治振興会の拠点となる施設等に、体温スクリーニングと自動手指消毒の機能を持った機器を配備するとともに、市民団体が行う事業の支援といたしまして、机上で使用する「間仕切り板」や、自動で体温測定と手指消毒を行う機能を持った機器の貸し出しを行います。

現在は、コロナ禍の影響もあり、集会やイベント等の開催など、地域での活動が制限されている状況となっておりますが、今後のウィズコロナ・アフターコロナを見据え、地域の皆様の活動支援を行ってまいります。

資料3ページをお開きください。

次に、「子育て世帯商品券給付事業」であります。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、市内の加盟店舗で利用できる「うずとく商品券」を配布します。対象者は、国または市が支給する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金受給世帯、要保護・準要保護児童生徒のいる世帯で、配布額は児童1人あたり10,000円です。

また、生活への追加支援として、同事業の対象者には商品券の配布に併せて「市指定ごみ袋無償交付引換券」を同封します。

資料4ページをお開きください。

次に、「鳴門市水産業事業継続給付金」であります。

漁業協同組合は、水産事業者の中核的組織として、販売事業や指導事業のほか、漁場の利用調整や資源管理などの「公益的かつ多様な役割」を担っていただいております。

しかし、漁業者の減少が続く中、販売手数料をはじめとした収入が減少し、さらに、感染拡大の長期化や気候変動等の影響も加わり、経営が悪化している状況となっております。

こうしたことから、生産者団体である漁業協同組合の経営を支援し、

本市水産業の持続的な発展を促すことを目的として、給付金を給付いたします。

市内の8漁協を対象とし、「給付基本額」50万円に、施設費の支出状況に応じた「加算額」を加えた金額を給付する予定としており、上限額は300万円としています。

次に、「とくしまアラート」「特定警戒」緊急対応事業」であります。

8月以降、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、とくしまアラート「特定警戒」の発動や、2度目となる「営業時間の短縮要請」など、コロナ規制による影響がこれまで以上に大きくなっていることから、特に影響を受けていると思われる事業者を支援いたします。

さらに、不特定多数が利用する飲食店などに限らず、会社においてもクラスターが発生していることから、市内オフィスにおける感染拡大防止策についても支援するため、支援金を給付いたします。

対象者は、

- ①とくしまアラートの影響を特に受けている事業者
- ②市内にオフィスを構える事業者

③時短要請に応じた飲食店と取引のある事業者

としております。

支援金は一律2万円、対象者数は500事業者を見込んでおり、予算額は1,000万円であります。

なお、本事業の予算につきましては、緊急支援策「第12弾」において、予備費を充用し、実施中の「食べ・乗り＋(プラス)」の事業費を一部活用して実施する予定としております。

申請開始時期等、詳細につきましては、今後決定次第、鳴門市公式ウェブサイト等を通して発表いたします。

資料5ページをお開きください。

次に、「鳴門市観光関連事業者支援給付金」であります。

これまで宿泊施設や観光施設をはじめ、様々な事業者の支援を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、土産物の卸売業者をはじめ、観光施設等と取引のある事業者にも影響が及んでいます。

これらの事業者を中心に、これまで支援が行き届いていなかった観光

関連事業者への支援を行うため、本事業を実施することといたしました。

対象となる事業者は、「体験型観光施設を営む市内の事業者」及び、「宿泊施設や観光施設、土産物店などの観光事業者と取引のある市内の事業者」であり、給付額は、一律5万円としております。

給付要件としましては、

- ① 市内に本店又は事業所を有する法人又は個人であること
- ② 現在営業しており、今後も事業を継続する意思があること
- ③ 令和3年中の売上げが、令和元年の同月比で50%以上減少した月があること

としております。

次に、「アフターコロナに向けた観光事業者向け経営相談事業」であります。

新型コロナウイルス感染症が蔓延したことにより、観光客をはじめとする多くの方々の生活スタイルが変化しています。この新たな生活スタイルに対応するため、コロナ禍での観光業の状況分析やアフターコロナに

おける事業戦略などについて、観光事業者を対象にセミナーを開催するとともに、新事業・新商品開発、プロモーションなどについて、専門家に個別に相談できる経営相談会を実施することで、観光事業者の支援に繋がります。

緊急支援策「第13弾」についての説明は以上になります。

次に、「防災対策事業」として、2つの事業をご説明いたします。

資料6ページをお開きください。

まずは、「福祉避難所運営体制強化事業」であります。

福祉避難所の機能充実を図るため、要配慮者の生活環境の整備に必要な、室内用テントなどの資機材について、県の補助金を活用して整備を進めます。

次に、「消防団救助能力向上資機材緊急整備事業」であります。

近年、全国的に地震や豪雨による河川の氾濫など、毎年のように 大

きな被害をもたらす災害が発生しております。本市におきましても、大型台風や局地的な集中豪雨による洪水浸水対策として、消防団が救助活動時に使用する「救命ボート」を配備しておりますが、配備してから既に16年が経過していることから、「救命ボート」の更新・追加配備をいたします。

次に、本市の将来を見据えた「重点施策」について、ご説明いたします。

資料7ページをお開きください。

まず、「経営継承・発展支援事業」であります。

本事業は、令和3年度からの国の新規補助事業であり、地域の農地利用等を担う経営体を確保することを目的として、経営を継承した後継者が、その経営を発展させるための「経営発展計画」に基づいて実施する取り組みを支援します。

次に、「ドイツ村公園トイレ整備事業設計業務」であります。

ドイツ村公園の利便性向上のため、公園の隣地に、トイレや駐車場、案内看板等の整備を目指しており、今回の補正予算では、設計業務に着手します。板東俘虜収容所関係資料のユネスコ「世界の記憶」登録申請を控える中、情報発信拠点のひとつとして、一体的に整備してまいります。

資料8ページをお開きください。

次に、「第2期鳴門市地域福祉計画策定に係る市民アンケート実施支援業務」であります。

本市では、「誰もが地域で安心して暮らしていくことができ、誰もがしあわせに生活できる鳴門市」を実現するため、平成30年3月に 鳴門市地域福祉計画を策定し、地域福祉の推進を図ってまいりました。

本計画の期間は 平成30年度から概ね5か年としており、令和4年度に策定予定である「第2期鳴門市地域福祉計画」の基礎資料とするために、今年度は市民アンケートを実施いたします。

次に、「公立保育所再編事業」であります。

平成31年4月に策定した「公立保育所再編計画」に基づき、現在、新たな公立保育所の建設に向けて取り組んでおります。

9月末には、施設の「実施設計」が完了する予定となっており、この度、施設を建設するための費用について計上いたしました。

公立保育所を利用する児童や、そこで働く職員の安全・安心の確保、さらには、公立保育所が地域の子育て支援の拠点としての役割を果たすため、令和4年秋の施設完成に向け、事業を推進してまいります。

資料9ページをお開きください。

次に、「GO TO サロン推進事業」であります。

アフターコロナを見据え、高齢者の外出機会の創出や介護予防の普及啓発を図るため、地域の通いの場である「いきいきサロン」で行われている「いきいき百歳体操」に参加した高齢者に、「ナルトレタビ」を進呈する、「いきいきサロン」参加促進事業「GO TO サロン キャンペーン」を行います。

これは、コロナ禍の影響により生じている、高齢者の閉じこもりや、運動機会の減少への対応が急務であり、要介護認定に陥る方が増大する

前に、「いきいきサロン」活動に参加していただく高齢者を増やしていこうという取り組みであります。

具体的には、ポイントカードの配布を行い、「いきいきサロン」において、スタンプを5つ貯めていただき、貯まったポイントカードにより、「ナルトレタビ」と引き換えを行う予定としております。

また、「ナルトレタビ」は、体幹強化の効果が期待されるものであり、「いきいきサロン」においてこれまで取り組んできた「いきいき百歳体操」を行う際に履いていただくことで、相乗効果が図られ、「フレイル予防」につながるのではないかと考えております。

この「GO TO サロン キャンペーン」を1つの機会として、高齢者の皆様に「いきいきサロン」に参加していただくことで、高齢者の外出機会の創出や運動機能の維持・向上、さらには「フレイル予防」に取り組んでまいります。

次に、「高齢者向けスマートフォン教室開催事業」であります。

高齢者のデジタル活用や社会参加を支援するため、携帯電話事業者と連携し、スマートフォンの操作方法や写真の撮り方、各種アプリの使い

方をはじめ、基本的な操作方法などを学ぶための教室を開催します。

次に、「インフォーマルサービスガイド配布事業」であります。

高齢者の在宅生活を支援するため、在宅生活に必要な、介護保険制度以外のサービスである、配食や移動販売、その他生活支援サービスなどの情報を、市民向けに分かりやすく取りまとめ、全世帯に配布いたします。

本日まで説明する事業は以上でございますが、配布した「予算の概要」には、その他の主要な事業について、掲載しておりますので、ぜひご参照いただければと思います。

以上で、緊急支援策「第13弾」及び9月補正予算(案)についての説明を終えさせていただきます。